



島根県報

平成28年9月9日（金）

第2,834号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|------------------------|-------------|---|
| 平成28年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜 | （畜 産 課） | 2 |
| 解除予定保安林（2件） | （森 林 整 備 課） | 2 |

【公 告】

| | | |
|--------------------------------------|-------------|---|
| 島根県 I T 資産管理システム構築及び運用保守業務に係る提案競技の実施 | （情 報 政 策 課） | 2 |
| 平成28年度毒物劇物取扱者試験の合格者 | （薬 事 衛 生 課） | 6 |

【選管告示】

| | | |
|----------------------------------|--|---|
| 政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 | | 6 |
| 政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 | | 7 |
| 政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 | | 8 |
| 政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体 | | 9 |
| 政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体 | | 9 |
| 政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体 | | 9 |

告 示**島根県告示第565号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成28年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成28年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 種畜証明書番号 | 名前（登録・登記番号） | 品 種 | 検査成績 |
|-------------|---------------|-------------|------|
| 11348369385 | 明正平（全和黒15175） | 肉用牛 黒毛和種 | 2級 |

島根県告示第566号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
大田市静間町字仮免山1741-24
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第567号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
大田市鳥井町鳥井字舟越1797-4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

島根県IT資産管理システム構築及び運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成28年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県 I T 資産管理システム構築及び運用保守業務の調達

(2) 仕様

島根県 I T 資産管理システム構築及び運用保守業務に係る提案競技要求仕様書による。

(3) 期間

ア 島根県 I T 資産管理システム構築業務

契約の日から平成29年3月31日まで

イ 島根県 I T 資産管理システム運用保守業務

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

69,295千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(フ) 取引金融機関

- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (カ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成28年9月9日（金）から同月20日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 提案書提出書 1部

(8) 提案書 7部

(9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成28年10月4日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成28年10月19日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後

3時までに必着のこと。)

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

電話 0852-22-6338 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。)

(2) 質問提出期限は、平成28年9月20日（火）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成28年9月30日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成28年10月11日（火）までに、郵送にて通知する。

9 選定方法

(1) 島根県IT資産管理システム構築及び運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容を別に定める評価基準に基づき評価する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

14 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : Information Technology Asset Management system for Shimane Prefectural Government 1 set

(2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 19 October 2016

(3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-6338

平成28年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成28年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 一般毒物劇物取扱者試験合格者

| | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 1 | 10 | 13 | 14 | 15 | 16 | 22 | 25 | 26 | 27 | 30 | 33 | 34 |
| 35 | 41 | 42 | 91 | 92 | 103 | 104 | 105 | | | | | |

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 47 | 49 | 58 | 63 | 80 | 113 | 114 | 116 |
|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成28年9月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名 称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-------------------------|--------|----------|------------------|
| 池田こうせい後援会 | 池田 高世偉 | 村上 孝三 | 隠岐郡隠岐の島町栄町1128-3 |
| 格差社会解消のため福島浩彦を 応援する会 | 和田 章一郎 | 川井 弘光 | 松江市大正町446-23 |
| 景山良材後援会 | 築橋 良治 | 田邊 康文 | 邑智郡美郷町九日市127-3 |
| G Oーちゃん会 | 神門 至 | 神門 佳代 | 出雲市斐川町神氷1577-1 |
| 福慎会 | 栗本 正美 | 福原 素子 | 益田市あけぼの西町9-14 |
| 藤木しんや島根県後援会 | 石倉 茂美 | 廣江 崇志 | 松江市殿町19-1 |

島根県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成28年9月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 名 称 | 異動事項 | 異 動 内 容 | |
|-------------------------|------------|----------------|-------------------|
| | | 新 | 旧 |
| 自由民主党西郷町支部 | 代表者 | 池田 信博 | 吉田 政司 |
| | 会計責任者 | 西尾 幸太郎 | 宮西 操 |
| | 主たる事務所の所在地 | 隠岐郡隠岐の島町栄町311 | 隠岐郡隠岐の島町港町天神原16-1 |
| 自由民主党島根県建設支部 | 会計責任者 | 見継 敏博 | 玉串 昭 |
| 自由民主党島根県石油販売 業支部 | 代表者 | 樋山 義皓 | 石川 武 |
| 自由民主党島根県ときわ会 支部 | 代表者 | 藤原 勝利 | 長谷川 三樹郎 |
| 自由民主党島根県農林水産 業振興会議支部 | 会計責任者 | 公田 靖 | 松浦 正人 |
| 自由民主党島根県松江市第 五支部 | 主たる事務所の所在地 | 松江市古志原1-13-21 | 松江市幸町802 |
| 自由民主党大和支部 | 代表者 | 西嶋 二郎 | 大利 邦雄 |
| | 会計責任者 | 上田 賢逸 | 福島 教次郎 |
| | 主たる事務所の所在地 | 邑智郡美郷町比敷11-13 | 邑智郡美郷町潮村293-2 |
| 自由民主党仁摩町支部 | 代表者 | 布引 譲 | 市川 盛男 |
| | 会計責任者 | 塩谷 裕志 | 井上 幸一 |
| | 主たる事務所の所在地 | 大田市仁摩町仁万1936-3 | 大田市仁摩町仁万435-2 |
| 自由民主党匹見町支部 | 代表者 | 斎藤 惟人 | 斎藤 一馬 |

| | | | |
|--------------|-----|--------------|--------------|
| 民進党島根県総支部連合会 | 名称 | 民進党島根県総支部連合会 | 民主党島根県総支部連合会 |
| 民進党島根県第1区総支部 | 名称 | 民進党島根県第1区総支部 | 民主党島根県第1区総支部 |
| | 代表者 | 亀井 亜紀子 | 和田 章一郎 |
| 民進党島根県第2区総支部 | 名称 | 民進党島根県第2区総支部 | 民主党島根県第2区総支部 |

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名 称 | 異動事項 | 異 動 内 容 | |
|---------------------|------------|-----------------|--------------------------|
| | | 新 | 旧 |
| 飯塚俊之後援会 | 会計責任者 | 荒木 克之 | 松浦 剛司 |
| 板倉一郎後援会 | 会計責任者 | 鐘推 直樹 | 森山 保樹 |
| 内田まさと後援会 | 会計責任者 | 植田 知樹 | 勝山 学也 |
| 格差社会解消のため福島浩彦を応援する会 | 主たる事務所の所在地 | 松江市西津田三丁目1-12 | 松江市大正町446-23 |
| 河村賢治後援会 | 代表者 | 鷹川 秀信 | 森崎 定弘 |
| 木村幸司後援会 | 主たる事務所の所在地 | 大田市大代町大家1610 | 大田市大代町大家1609 |
| 河野利文後援会 | 会計責任者 | 塩満 恭子 | 石田 順造 |
| 島根県社会保険労務士政治連盟 | 会計責任者 | 村松 文治 | 田平 篤 |
| 島根県石油政治連盟 | 代表者 | 櫛山 義皓 | 石川 武 |
| 島根県中小企業政治協会 | 会計責任者 | 中村 光男 | 大西 孝 |
| 寺本淳一後援会 | 代表者 | 堀江 増樹 | 長子 明久 |
| 藤間義明後援会 | 会計責任者 | 照喜名 明 | 藤間 美智子 |
| 日本共産党井原優後援会 | 会計責任者 | 池淵 敬子 | 池淵 敬子 |
| 福原慎太郎後援会 | 会計責任者 | 柳尾 敦男 | 中島 久晴 |
| 細田実後援会 | 代表者 | 新田 啓治 | 中西 睦己 |
| 堀江治之後援会 | 会計責任者 | 堀江 治之 | 菅田 信夫 |
| 松江市議会真政クラブ | 代表者 | 石倉 徳章 | 南波 いわお |
| | 会計責任者 | 岩本 雅之 | 石倉 徳章 |
| 三浦靖後援会 | 会計責任者 | 矢田 哲夫 | 石田 良文 |
| 三谷たけし後援会 | 主たる事務所の所在地 | 大田市波根町1477 | 大田市波根町1498-4 |
| 森山幸太後援会 | 代表者 | 別所 健治 | 大谷 幸生 |
| | 会計責任者 | 森山 清二 | 野井 彰 |
| 弥重節子後援会 | 主たる事務所の所在地 | 益田市美都町宇津川口378-1 | 益田市あけぼの本町3-15 島田ビル202 |
| 山本浩章後援会 | 主たる事務所の所在地 | 益田市高津七丁目11-14 | 益田市元町12-20 |

島根県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年9月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名 称 | 解散年月日 |
|------------|-------------|
| 石橋ふじお後援会 | 平成28年2月29日 |
| 板持達夫後援会 | 平成27年12月31日 |
| 加藤富章後援会 | 平成27年12月31日 |
| さわやか町づくりの会 | 平成28年3月17日 |
| 亦賀統佳後援会 | 平成28年3月19日 |
| 松浦秀信後援会 | 平成28年4月8日 |

島根県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成28年9月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 |
|-----------|-------|-----------|------------|--------|
| 山本 浩章 | 益田市長 | 山本浩章後援会 | 益田市元町12-20 | 山本 浩章 |

島根県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成28年9月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| 届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 異 動 内 容 | |
|-----------|-----------|------------|---------------|------------|
| | | | 新 | 旧 |
| 山本 浩章 | 山本浩章後援会 | 主たる事務所の所在地 | 益田市高津七丁目11-14 | 益田市元町12-20 |

島根県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成28年9月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 |
|-----------|---------|-----------|---------------|--------|
| 板持 達夫 | 木次町議会議員 | 板持達夫後援会 | 雲南市木次町里方84-42 | 板持 達夫 |
| 加藤 富章 | 松江市議会議員 | 加藤富章後援会 | 松江市古志原二丁目2-15 | 加藤 富章 |